

使用上の注意事項

- 1 特記仕様の記載事項例には、下記のことを記載してある。
 - a 改修共通仕様書で特記することになっているもの
 - b 特記がなければ改修共通仕様書でおのずから種別の定まるもの
 - c 改修共通仕様書に記載されていないが、必要と考えられる一般的な事項のもの
- 2 特記仕様の記載事項例備考欄には、記載記入の要領が記載してある。そのうち、「図示」と記載してある事項は、共通原図以外で特記するものを示している。
- 3 特記事項のうちで、製造所名と製品名を記入することが望ましいものは、併記する。

改修工事仕様書

工事概要

1 工事場所

2 工事種目

1) 庁舎 鉄筋コンクリート造 階建(地下 階 塔屋 階).....改修一式

建築面積 , . m²

延べ面積 , . m²

2) 宿舎 鉄筋コンクリート造 階建(地下 階 塔屋 階).....改修一式

建築面積 , . m²

延べ面積 , . m²

改修工事仕様

1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて「吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事共通仕様書(案)」による。

2 特記仕様

1) 項目は番号に 印のついたものを適用する。

2) 特記事項は 印のついたものを適用する。

がない場合は 印のついたものを適用する。

印と 印のついた場合は共に適用する。

章	項 目	特 記 事 項
1 章 一 般 共 通 事 項	1 適用基準等	<基準又は標準名、局部名(制定年)> 建築工事共通仕様書 建設大臣官房官庁営繕部監修(昭和60年版) 建築改修工事共通仕様書(案) 建設大臣官房官庁営繕部制定(昭和62年版)
	2 建築材料等	建築材料の製造所、製品及び施工業者等は、特記されたもの又はこれらと同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。
	3 特別な材料の工法	吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事共通仕様書(案)に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定による。

	<p>5 負圧、除じん装置</p> <p>6 隔離・養生</p> <p>7 表示、掲示板</p> <p>8 粉じん飛散防止処理剤等</p> <p>9 廃棄物等の処理</p>	<p>設置、運転する。 換気回数 4回/時 以上</p> <p>プラスチックシートによる隔離・養生を行う。 床養生 ・1層 2層</p> <p>○ プラスチック板 ア5、白地黒文字(但し禁止は赤文字) 大きさ()、()枚</p> <p>使用薬剤 粉じん飛散抑制剤 粉じん飛散防止処理剤 薬剤は引火性及び毒性のないものとし、散布量等は製造所の仕様及び試験による。</p> <p>プラスチック2重袋による密封処理</p>																	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3章 内装仕上工事</p>	<p>1 防火材料など</p> <p>2 ロックウール吹付け</p> <p>3 仕上塗材仕上げ</p>	<p>屋内の壁及び天井の仕上げ材は、防火材料又は建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるもの。</p> <table border="1" data-bbox="539 1312 1342 1480"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>色彩</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一般用 ・()</td> <td>・着色 ・原色</td> <td>・10 ・15 ・20 ・()</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="539 1516 1342 1921"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・薄付け仕上塗材</td> <td>・内装セメント系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内装合成樹脂 エマルション系</td> <td>吹付け ・ローラ塗り</td> </tr> <tr> <td>・()</td> <td>・()</td> <td>・()</td> </tr> </tbody> </table>	種類	色彩	厚さ (mm)	・一般用 ・()	・着色 ・原色	・10 ・15 ・20 ・()	種別	種類	工法	・薄付け仕上塗材	・内装セメント系		・内装合成樹脂 エマルション系	吹付け ・ローラ塗り	・()	・()	・()
種類	色彩	厚さ (mm)																	
・一般用 ・()	・着色 ・原色	・10 ・15 ・20 ・()																	
種別	種類	工法																	
・薄付け仕上塗材	・内装セメント系																		
	・内装合成樹脂 エマルション系	吹付け ・ローラ塗り																	
・()	・()	・()																	

4 軽量骨材吹付材吹付け	種 別	種 類	仕上げ厚さ(mm)
	・軽 量 骨 材 仕 上 塗 材	吹付用軽量骨材 仕 上 塗 材 ・()	5 ・()
5 耐火被覆	種 別 () 所要性能 ・30分耐火 ・1時間耐火 ・()		

備

考

吹付アスベストの改修工事として単独に発注される場合を想定して、一般共通事項からアスベスト処理後の内装仕上までを工事の範囲としている。

また、アスベスト処理工事が他の改修工事に含まれて発注される場合は、2章除去処理工事を中心に必要事項を記載する。

- 1 改修工事仕様は、この特記仕様書と「吹付アスベスト粉じん飛散防止改修工事共通仕様書(案)」で構成されており、必ず記載する。
- 2 特記仕様の適用方法も必ず記載する。

<1.1 適用基準等>

「建築工事共通仕様書」は、建築工事の基本となっている仕様書であり建築に関連する工事には必ず適用する。

「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」は、アスベストの劣化診断及び、処理工法等が記述されており、監督課の監修なので参考とする。

<1.2 建築材料等>

「建築材料設備機材等選定要領(案)」15 (1)による。

建築材料の製造所及び製品等については、選定要領(案)により、公的規格で規定することが困難なものについては、設計図書に記載する。

<1.4 監督員事務所>

設置については工事担当課と協議する。

事務所の規模、仕上げ、及び備品等は「建築工事共通仕様書」2.3.3～2.3.5による。

<1.5 工事用水、1.6 工事用電力>

既設の施設が利用できるか相手庁と協議する。

<2.1 処理工法>

工事の施行条件によるが、除去処理工法をメインに検討する。

<2.2 施工調査>

調査は専門測定機関が行うもので、項目は特記する。

専門測定機関は公的機関が望ましい。

<2.3 保護具>

- 1) 呼吸用保護具は、処理工法の種別に関係なく全ての工事で着用する。
- 2) 保護衣は、フード付のオーバーオール状の使い捨てのものとし除去処理工事では着用する。
- 3) その他の保護具は、保護手袋、保護メガネ、くつカバー等で現場の状況に応じて着用する。

<2.4 更衣施設等>

作業衣等に付着したアスベスト繊維による、2次汚染を防止するための施設で、除去処理工事では3室で構成されたものとする。

<2.5 負圧、除じん装置>

処理場内の換気・排気設備で、超高性能微粒子フィルターが内蔵されている。

除去処理工法では設置運転を原則とする。

<2.6 隔離、養生>

処理工法の種別を問わず全ての工事で、処理場内の隔離、養生を行う。
除去処理工事の場合は、床の養生は2層とする。

<2.7 表示、掲示板>

作業動線等を考慮し、見やすい位置に設置する。

<2.8 粉じん飛散防止処理剤等>

使用薬剤については具体的に製造所、薬剤名等を記入すべきであるが、防耐火性等の性能評価がなされていないので、このような記述としている。

<2.9 廃棄物等の処理>

廃棄物等の処理については(社)日本廃棄物対策協会から「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する指針」が出されたので、参考とする。

<3.1 防火材料等>

防火材料とは不燃材料、準不燃材料、難燃材料をいう。

<3.2 ロックウール吹付け>

湿式工法等を使用する場合は、仕様を特記する。

<3.5 耐火被覆>

個別指定の耐火被覆材料を使用する場合は製造所名、製品名を特記する。

吹付けアスベスト関連調査要領(案)

- 1 適用範囲 吹付けアスベスト処理において、専門測定機関にて行う調査について適用する。
- 2 調査項目 調査項目は下記により、その適用は特記による。
 - (1) 使用部位等の調査
 - (2) 目視による表面状態の調査
 - (3) 下地面との付着強さの測定等
 - (4) アスベスト同定分析
 - (5) アスベスト粉じん濃度の測定(処理作業前)
 - (6) " (処理作業中、処理作業後)
- 3 調査要領
 - (a) 使用部位等の調査
 - (1) 使用部位、面積及び厚さについて調査する。
 - (2) 調査記録を作成するとともに、図面に必要な調査を記載する。
 - (b) 目視による表面状態の調査
 - (1) 劣化・損傷の状況及び程度の判断
 - (i) 調査個所は、室、天井、壁等の部位別かつ50m²程度ごととする。
 - (ii) 調査に際しては、劣化・損傷の状況について、モデル図を作成するとともに、上記調査個所別に全体を撮影し、劣化・損傷の状況について接写撮影を行う。
 - (2) 劣化・損傷の原因及び進行の推定
上記結果について、その劣化・損傷の原因及び進行のおそれについての考察をまとめる。
 - (c) 下地面との付着強さの測定等
 - (1) 調査個所は、室、天井、壁等の部位別かつ50m²程度ごととし、測定前のアスベスト層の写真撮影を行う。
 - (2) 直径8.5cmの円形メタルプレート治具を吹付けアスベストに張りつけて、100g毎に段階的に载荷して、1000gまで载荷を行う。ただし、除去処理工事においては、破断まで载荷し、破断荷重を確認する。
 - (3) 载荷途中において破断した場合は、破断荷重及び破断部位を記録するとともに写真撮影を行う。
 - (4) 天井下地が異なる場合は、その下地ごとに上記(2)の方法で载荷し、破断荷重を確認するとともに、下地の状態も確認し、記録及び写真撮影を行う。
 - (5) 測定において、破断した箇所は、直ちに粉じん飛散抑制剤の散布を行う。
 - (d) アスベスト同定分析
 - (1) アスベスト種別の同定を行うとともに、アスベスト種別ごとの含有量の概要を把握する。
 - (2) 分析は室別に行い、サンプリングは、各室3サンプルとする。

- (3) サンプルングした個所は、直ちに粉じん飛散抑制剤の散布を行う。
- (e) アスベスト粉じん濃度の測定
- (1) アスベスト粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点は特記による。特記がなければ下表による。

測定時期	測定名称	測定場所	測定点
処理作業前	測定 1	処理作業場所	室別
	測定 2	建築内における処理作業場所外部の付近	2点
処理作業中 処理作業後	測定 3	処理作業場所	室別かつ100m ² 程度ごと
	測定 4	建築内における処理作業場所外部の付近	2点
	測定 5	負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置2点

- (2) 処理作業後の測定は、負圧・除じん装置で、粉じんを十分に吸引、ろ過したか又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、噴霧した粉じん飛散抑制剤が沈殿したと思われる時期において実施する。
- (3) アスベスト粉じん濃度の測定方法は、下表による。

項目	名称	測定 3	測定1, 2, 4	測定 5
計数機器		位相差顕微鏡等		
試料採取口の直径 (ホルダー直径)		25mm		
試料の吸引流量		1l / 分	5l / 分	
試料の吸引時間		15分	120分	
測定高さ		150cm		
試料の透明化		アセトン トリアセチン法		
計数条件		総アスベスト繊維数200本又は視野数20視野	総アスベスト繊維数200本又は視野数50視野	
計数アスベスト		直径3µm未満、長さ5µm以上、長さと直径の比3:1以上		

- (4) 下記の項目について記録する。
 - (i) 測定結果
 - (ii) 測定時間
 - (iii) 測定位置(測定高さとともに図面上に記載する。)
 - (iv) 測定時の作業内容
 - (v) サンプルング条件(ホルダー直径、吸引時間、吸引空気量)
 - (vi) マウンティング方法
 - (vii) 顕微鏡視野面積、計数視野数
 - (viii) 計数アスベスト繊維について
 - (ix) 測定時(各測定場所毎)の温度、湿度、風速
- (f) 専門測定機関
専門測定機関は、下記の要件を満たす機関とする。
 - (1) 労働省若しくは都道府県労働基準局に登録されている作業環境測定機関又はこれと同等の技術を有する者。
 - (2) X線解析分析装置等を有する者。
 - (3) アスベストの同定分析に必要な技術、経験を有する者。
 - (4) アスベスト粉じん濃度測定における計数分析は、作業環境測定士又はこれと同等の技術を有する者。
- (g) 報告書の作成
 - (1) 各調査項目に対応した調査測定結果等の必要な記録を整理し、報告書として作成する。
 - (2) 報告書は、5部作成し、監督員に提出する。